一　当該公開買付届出書に記載すべき事項から第二十二条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除いたもの

二　公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移の的確かつ簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の⑴及び⑵の記載事項が記載されている場合を除く。）

三　対象者に係る主要な経営指標等の推移の的確かつ簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第５　対象者の状況」の「１　最近３年間の損益状況等」及び「３　株主の状況」の記載事項が記載されている場合を除く。）

第二号様式第２の１に次のように加える。

⑶【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】⑰

①【公開買付者が提出した書類】⑱

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日　　財務（支）局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日　　財務（支）局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　年　月　日に　　財務（支）局長に提出

②【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

第二号様式第２の３中「⑰」を「⑲」に、「⑱」を「⑳」に、「⑲」を「㉑」に改め、同様式第３中「⑳」を「㉒」に、「㉑」を「㉓」に、「㉒」を「㉔」に、「㉓」を「㉕」に改め、同様式第４中「㉔」を「㉖」に、「㉕」を「㉗」に改め、同様式第５中「㉖」を「㉘」に、「㉗」を「㉙」に、「㉘」を「㉚」に、「㉙」を「㉛」に、「㉚」を「㉞」に改め、同様式第５の４を同様式第５の５とし、同様式第５の３の次に次のように加える。

４【継続開示会社たる対象者に関する事項】㉜

⑴【対象者が提出した書類】㉝

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日　　財務（支）局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日　　財務（支）局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書、②の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本届出書提出日（平成　年　月　日）までに、臨時報告書を平成　年　月　日に　　財務（支）局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　年　月　日に　　財務（支）局長に提出

⑵【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

第二号様式記載上の注意⑺中「⑳」を「㉒」に、「㉖」を「㉘」に改め、同記載上の注意中㉚を㉞とし、㉙を㉛とし、㉛の次に次のように加える。

㉜　継続開示会社たる対象者に関する事項

ａ　「１　最近３年間の損益状況等」及び「３　株主の状況」を記載した場合には、「４　継続開示会社たる対象者に関する事項」の記載を要しない。

ｂ　対象者が継続開示会社に該当する者である場合には、「１　最近３年間の損益状況等」及び「３　株主の状況」に代えて、「４　継続開示会社たる対象者に関する事項」を記載することができる。

㉝　対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、⑱に準じて記載すること。

ａ　届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号又は第９号を提出理由として提出されたものに限る。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

ｂ　「②　四半期報告書又は半期報告書」については、これらの報告書に主要株主（法第163条第１項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、その旨付記すること。

ｃ　「③　臨時報告書」については、その提出理由について、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号又は第９号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

第二号様式記載上の注意中㉘を㉚とし、㉗を㉙とし、同記載上の注意㉖中「４　その他」を「５　その他」に改め、同記載上の注意中㉖を㉘とし、⑰から㉕までを⑲から㉗までとし、同記載上の注意⑯の次に次のように加える。

⑰　継続開示会社たる公開買付者に関する事項

ａ　「⑴　会社の概要」及び「⑵　経理の状況」を記載した場合には、「⑶　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」の記載を要しない。

ｂ　公開買付者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。㉜において同じ。）に該当する者である場合には、「⑴　会社の概要」及び「⑵　経理の状況」に代えて、「⑶　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。

⑱　公開買付者が提出した書類

ａ　届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

ｂ　公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

ｃ　「ハ　訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令）

第四条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号に次のように加える。

ヘ　第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　発行者の概要」及び「２　経理の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）

第六条第二項第二号に次のように加える。

ヘ　第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　発行者の概要」及び「２　経理の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）